

平成20年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	平成20年9月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年9月26日	13時40分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成20年9月26日	14時30分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	税務住民課長	安永靖文		
	副町長	古賀徳實	健康福祉課長	岩坂唯宜		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会計管理者	高木英文	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	教育学習課長	古賀芳博		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 総務常任委員長報告（付託議案第36、38、39、40、41、43、45、48号議案） |
| 日程第 2 | | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第37、42、45、46、47、48、49、50号議案） |
| 日程第 3 | | 産業環境常任委員長報告（付託議案第45、48、51号議案） |
| 日程第 4 | | 基山小学校改築特別委員長報告（付託議案第45、48号議案） |
| 日程第 5 | 第44号議案 | 基山町教育委員会教育委員の任命について |
| 日程第 6 | 意見書案第 7 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 7 | | 所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会） |
| 日程第 8 | | 議員派遣の件 |

～午後1時40分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る22日より休会中の本会議を開議いたします。

日程第1～4 総務常任委員長報告～基山小学校改築特別委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第1．総務常任委員長報告、日程第2．文教厚生常任委員長報告、日程第3．産業環境常任委員長報告、日程第4．基山小学校改築特別委員長報告を一括議題とします。

まず最初に、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

それでは、総務常任委員会審査報告書、報告をいたします。

第36号議案 基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定について

第38号議案 基山町議会会議規則の一部改正について

第39号議案 基山町監査委員条例の一部改正について

第40号議案 基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第43号議案 基山町税条例の一部改正について

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分

（歳入全般、歳出1款、2款、7款、9款、14款）

本委員会は、9月19日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第36号議案、第41号議案、第45号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第36号議案 基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定について

基山町ふるさと応援寄附基金については、町の発展を願う町外の方から広く寄附を募り、基山町がいつまでも輝くふるさとであり、さらなる発展に寄与するための基金条例である。実施に当たっては、ホームページやパンフレットを作成し、基山町が取り組む具体的な事業名等を紹介し、アピールすることが大事であるので、十分検討されるよう要望いたしました。

第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
男女共同参画推進プラン策定委員会委員についてただしところ、策定委員会委員は10名
予定をしているとのことであります。委員の選定については、男女共同参画推進委員、人権
擁護委員、区長会、教育関係者、町内企業、公募等により選定するとのことであり、公募の
委員については広報「きやま」10月1日号で募集し、選考する。男女共同参画推進プラン策
定期間は、平成20年度、21年度を予定しているとの説明を受けました。

委員の選考に当たっては、過去の事例にとらわれず、テーマにふさわしい人選をするよう
要望いたしました。

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）

（歳入）

1款4項1目1節

町たばこ税24,289千円の減額についてただしところ、たばこを自動販売機で買うために
は今年度からtasuカードが必要となり、カードがなければ自動販売機から購入できなくな
ったために売上減となっている。たばこ税は、たばこの仕入れ者が基山町内に住所がなけれ
ば町の税収にならないので、その影響が出ているのではないかと説明を受けました。

14款2項4目1節

学校給食「ふるさとの食の日」支援事業補助金1,172千円についてただしところ、平成
18年、19年度は県の補助事業、県補助2分の1で実施したが、今年度の当初では県の補助金
が見込めないために、町費1,348千円で5日間「ふるさとの食の日」を予定していたところ、
昨年と同様に県補助金2分の1交付が見込まれるので、20年度も10日間実施するとの説明を
受けました。

続きまして、決算についての常任委員会の審査報告をいたします。

第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳入歳出の決算の認定について中付託分

（歳入全般、歳出1款、2款、5款、7款、8款2項1目11節・12節、9
款、12款、13款1項、14款）

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたから、報告をいたします。

記

- 1．認定する。
- 2．留意事項

第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳入歳出の決算の認定について

(歳入)

9款1項1目1節

特別交付税89,662千円は、平成18年度と比べ21,357千円増額になっていることについてただしたところ、全国高校総合体育大会が基山町で開催されたため及び頑張る地方応援プログラムなどによる増額であるとの説明を受けました。

14款3項1目1節

権限委譲委託金1,483千円についてただしたところ、平成19年度に佐賀県より旅券発給事務、都市計画法に関する事務、工場立地法に関する事務、民生委員法に関する事務、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務などのほか15件の事務が権限委譲されたための交付金であるとの説明を受けました。

(歳出)

2款1項14目15節

町防災行政無線設置工事41,880,300円についてただしたところ、当初工事契約は39,795千円であった。変更理由は、受信感度が悪い箇所があり、そのための受信電解強度3素子を8素子に上げるための架線工事8カ所の追加等であるとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の報告どおり御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます、終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長(平田通男君)(登壇)

文教厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

第37号議案 基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第42号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分

(歳出3款、10款、13款)

第46号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第47号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算(第1号)

本委員会は、9月19日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第37号議案、第42号議案、第45号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第37号議案 基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

この条例の制定は、平成21年1月から基山小学校、若基小学校及び基山中学校での学校給食を基山小学校に併設する学校給食センターで給食調理を実施するためのものである。米飯調理、副食調理等すべての業務を町で実施するが、若基小学校及び基山中学校への給食配送業務は民間業者等へ委託するとの説明を受けました。

委員会といたしましては、この給食配送業務についても運転手も含めて町で直接実施できないか再検討する要望いたしました。

また、給食センターの管理、運営上の責任の所在がはっきりせず、また学校給食費の事務処理、監査責任などが不十分であるとの意見が多く、再度検討するよう要望いたしました。

第42号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

この条例改正は、これまで育英資金運用委員会委員の委嘱には、議会の同意が必要であったが、議会の同意を必要とする事項ではないため、委嘱条件である議会の同意を削除するものであります。

なお、条例第8条に委員の構成は町議会議員2人を委嘱すると規定してありますが、町長の諮問機関の委員に町議会議員を委嘱することに対し、法令上疑義があると思われるので、再考するよう要望をいたしました。

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）

（歳出）

3款2項1目7節

放課後児童対策事業臨時雇い賃金1,652千円については、現在の学童保育の実情、指導員の仕事量の厳しさ等を考え、勤務条件の改善を目指し、十分なる検討をするよう強く要望をいたしました。

3款2項1目13節

次世代育成支援行動計画策定業務委託料1,121千円については、こども課の職員で研究、

協議をして、計画をみずから策定するよう要望をいたしました。

3款2項4目11節

修繕料2,000千円については、小規模児童遊園地16カ所の遊具の修繕料であるとの説明を受けました。

なお、遊具については、管理台帳により修理状況等をチェックし、子供たちが安心して安全に遊べるよう要望いたしました。

10款5項3目13節

給食配送業務委託料713千円については、配送業務を委託するのか、臨時職員を雇用して基山町で実施したほうがよいか再検討をし、対応するよう要望をいたしました。

続きまして、文教厚生常任委員会の審査の報告をいたします。

第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳出歳入決算の認定について中付託分

(歳出3款、4款1項・2項、10款、13款2項)

第49号議案 平成19年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第50号議案 平成19年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

記

1. 認定する。

以上、本委員会では十分なる審議をし、皆様方に報告をいたしましたので、各議員におかれましては十分審査をされ、当委員会の決定どおり採択をいただきますようお願いいたします。審査報告を終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長(大山軍太君)(登壇)

産業環境常任委員会審査報告を申し上げます。

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分

(歳出3款1項5目、4款、6款、8款)

本委員会は、9月19日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第45号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分

(歳出3款1項5目、4款、6款、8款)

(歳出)

4款1項3目11節

修繕料2,298千円の主なものについてただしたところ、葬祭公園のいす式階段昇降機の設置1,722千円、火葬の台車1台購入571千円であるとの説明を受けた。9月24日に葬祭公園の現地調査を行った。

6款1項3目19節

農業振興費補助金1,311千円についてただしたところ、倉谷地区のため池改修申請に基づき、基山町農業生産基盤整備事業補助金交付規則により補助(事業費3,276千円、補助率40%、受益戸数6戸、面積2.52ha)を行うとの説明を受け、9月24日に現地調査を行った。

8款3項3目12節

手数料478千円についてただしたところ、中央公園に設置している獅子舞ブロンズ像を役場庁舎と町民会館の間に移設するためのものであるとの説明を受けた。

委員会としては9月24日に現地調査を行い、移設後の跡地については、安全対策を十分に講ずるように要望をいたしました。

次に、認定に入ります。

第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳出歳入決算の認定について中付託分

(歳出2款1項5目・6目・7目、3款1項2目・5目、4款1項2目・3目、4款2項・3項、6款、8款、9款1項5目、11款)

第51号議案 平成19年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定したから報告します。

記

1. 認定する。

2. 留意事項

第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳出歳入決算の認定について中付託分

(歳出2款1項5目・6目・7目、3款1項2目・5目、4款1項2目・3目、4款2項・3項、6款、8款、9款1項5目、11款)

(歳出)

2款1項7目19節

70歳以上交通災害共済負担金397千円についてただししたところ、70歳以上の加入対象者は2,530人のうち794人(31%)分であるとの説明を受けた。

6款2項1目17節

広域基幹林道九千部山横断道路改良工事に伴う用地購入費231,280円についてただししたところ、購入面積は1,103㎡で、事業計画については平成26年度までとなっており、今後の用地購入に予定はないとの説明を受けた。

第51号議案 平成19年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(歳出)

2款1項1目8節

受益者負担金一括納付報奨金4,993,500円についてただししたところ、件数としては219件であるとの説明を受けた。

当委員会の可決認定どおり議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げまして、産業環境常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長(酒井恵明君)

次に、基山小学校改築特別委員長の審査報告を求めます。松石委員長。

基山小学校改築特別委員長(松石信男君)(登壇)

基山小学校改築特別委員会審査報告を行います。

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分

(歳出10款2項5目)

本委員会は、9月19日付で付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第45号議案に対する審査の経過についてですが、現地調査を行いました。歳出の主なものについて報告をいたします。

(歳出)

10款2項5目15節

基山小学校改築工事費11,734千円の追加についてただしましたところ、今回の追加工事につきましては、地中にあるコンクリート等の障害物撤去工事費5,302千円、建築基準の変更

によります耐震強度増のための鉄筋工事費4,617千円、諸経費2,109千円の工事費の計12,028千円に消費税を601千円プラスして、それに落札率を掛けた金額であるとの説明を受けました。

なお、当委員会といたしましては、今後このような工事の内容等に変更がある場合には、事前に十分説明するように強く要請をいたしました。

以上、報告をいたします。

次に、第48号議案 平成19年度基山町一般会計歳出歳入決算の認定について中付託分

(歳出10款2項5目)

本委員会は、審査の結果、認定すると決定をいたしましたので、報告をいたします。

以上、報告を終わります。

議長(酒井恵明君)

以上で各常任委員長の審査報告をすべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第36号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、討論を終結し、第36号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおりに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

全員起立と認めます。よって、第36号議案は原案どおり可決いたしました。

第37号議案の討論を行います。片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

5番議員の片山でございます。

文教厚生委員に属してて、今委員長報告あったことではありますが、あえて反対の陳述をさせていただきます。

第37号議案は、私は撤回を求めたいと思っております。本条例は、第5条に給食センターに必要な職員を置くとしております。給食センター関連の補正予算は、10款5項3目に給食配送業務委託料713千円が計上されてるのみであります。職員を置くとされてますが、職

員の人件費、施設を管理運営する予算は計上されてないと。

地方自治法の222条に、予算を伴う条例規則等の制限という項目があります。町長は、原文は地方行政の長はとなっておりますが、町長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られないまでの間はこれを議会に提出されてはならないと、こう書いてあります。予算措置がなくて、今回条例が提出されております。これは、一つは法令に反する行為であり、議会が行政をチェックするという観点からこれが出されたこと自体が問題があるし、これを通すこと自体は非常に我々がチェックしなければいけない事項であろうと、こういうふうに考えております。1月からですから12月議会で間に合う話ですから、やはり法律に定められたとおりに予算措置をきちっとして、そして条例が提出されることを私はここに提案をして、反対の陳述書に替えさせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ただいま反対討論がございました。賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第37号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第37号議案は原案どおり可決いたしました。

議長（酒井恵明君）

第38号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第38号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第38号議案は原案どおり可決しました。

第39号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案は原案どおり可決しました。

第40号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案は原案どおり可決しました。

第41号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第41号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案は原案どおり可決しました。

第42号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第42号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第42号議案は原案どおり可決しました。

第43号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第43号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第43号議案は原案どおり可決いたしました。

第45号議案の討論を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

第45号議案全部ではないんですけども、補正予算の中で、3款2項1目に次世代育成支援行動計画策定業務委託料というのがあるんですが、これは委員会でやったときに課長から、自分らでつくるんだという話が出されておりました。それを承知した上で申し上げたいんですが、もしそうであるならば、これは文章の修正が私が必要だろうと思うんです。委託料の算定基盤が異なるのではないかと思うんです。ということは、データやアンケートを収集するためにだから必要である。そうすると、そのまま委託をするのとでは、算定根拠が当然違ってくるだろうと。

それから、説明の項ではちゃんと委託っていうか内容をしないと、委託料という形だけで

説明ではよくわからないと、節の説明です。公務員というのは、御承知のように公文書が命なんです、文章が。言葉というのは、言霊とも言われますが、意思を正しくやっぱり表現されていただかないと、町民に説明ができないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、あえて発言をさせていただきました、修正なりということですので。必要でないかと思うので、ただ予算自体は全部を反対するわけでは決してありませんので、御了解ください。

議長（酒井恵明君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第45号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第45号議案は原案どおり可決しました。

第46号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第46号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第46号議案は原案どおり可決しました。

第47号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第47号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第47号議案は原案どおり可決しました。

第48号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第48号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第48号議案は原案どおり認定することに決しました。

第49号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第49号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第49号議案は原案どおり認定することに決しました。

第50号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第50号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第50号議案は原案どおり認定することにしました。

第51号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第51号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第51号議案は原案どおり認定することにいたしました。

日程第5 第44号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5 第44号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

第44号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

これより第44号議案を採決します。

お諮りします。採決の方法は投票によって決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって採決することに決しました。

議場の出入り口を閉鎖いたします。お願いします。

〔議場閉鎖〕

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで投票上の注意をいたします。同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

ただいまより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（酒井恵明君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（酒井恵明君）

投票箱異常なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。重松一徳議員と後藤信八議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（酒井恵明君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

白票 0票

有効投票中

同意票 12票

不同意票 0票

よって、第44号議案は原案に同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第6 意見書案第7号

議長（酒井恵明君）

日程第6．意見書案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

意見書案第7号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第7号は採択と決しました。

日程第7 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第7．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境の各常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務等調査記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第8 議員派遣の件

議長（酒井恵明君）

日程第8．議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会で付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして平成20年第3回定例会を閉会します。

～午後2時30分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 重松 一 徳

基山町議会議員 後藤 信 八